

令和 4 年 8 月 25 日

地区薬剤師会 会長 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

会長 永田 泰造

**(株)やくばとによる処方箋画像事前送信システム(薬局予約サービス「やくばと」)に関して
(注意喚起)**

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、本日、「アルフレッサ株式会社」が、同社と「株式会社やくばと」が共同運営する『薬局向け処方箋画像事前送信サービス「やくばと」』の説明のため来会されました。

ご高承の通り、医療や薬剤の給付を受ける患者は、厚生労働省の定めるところにより、利用する薬局を自由に選択できることとされており(健康保険法第 63 条 3)、保険医療機関(保険医)は、処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない(「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第 2 条の 5・第 19 条の 3)とされております。

同社によりますと、当該「やくばと」は、薬局での待ち時間削減やかかりつけ化の推進を図るため、同社と導入契約した医療機関内で、患者が自身のスマートフォンを用いて処方箋画像を事前送信することにより、簡便に送信先の薬局で薬剤受け取り予約ができ、また、医療機関からの送信が必要なオンライン服薬指導希望患者にも対応した仕組みとしているとのことです。なお、そのサービスの対価として、受信する薬局側には、事前に同社に登録した上で、患者からの処方箋画像受信料(1受付あたり 280 円)とSMS送信料(送信回数1回あたり 20 円)が利用料として受信毎に請求される模様です。

このようなシステムを利用して処方箋情報が薬局側に送られる費用負担に関して、受信側である薬局に処方箋の送信サービス料(加盟義務)に値する価格が付加されることは、当会は了承するに至りません。また、健康保険法、保険医療機関及び保険医療養担当規則並びに「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成 8 年 3 月 8 日 保険発第 22 号)」への抵触も危惧されます。

つきましては、貴会並びに貴会会員薬局に当該企業から案内があった際には、事業内容を精査し慎重にご対応いただきますようご周知方よろしくお願いいたします。